

## 鳥取県移住定住推進交付金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県移住定住推進交付金（以下「本交付金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本交付金は、市町村が取り組む移住定住に係る事業（市町村以外の者が実施主体の場合を含む。）を支援することにより、県外から本県への移住定住を促進することを目的として交付する。

### (交付金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「交付対象事業」という。）を行う市町村若しくは複数の市町村で構成する協議会等又は同表の第2欄に掲げる事業実施主体（市町村、複数の市町村で構成する協議会等を除く。）に対して間接補助金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で本交付金を交付する。

2 本交付金の額は、交付対象事業に要する経費（以下「交付対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から、当該交付対象事業に伴う寄付金その他の収入（本交付金を除く。）の額を控除した額に、同表の第3欄に定める率（以下「交付率」という。）を乗じて得た額（同表の第3欄に定める額を限度とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。）以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、原則として県内事業者への発注に努めなければならない。ただし、補助対象経費が委託費の場合については、県内事業者が実施したものに限る。ただし止むを得ない事業で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

4 市町村若しくは複数の市町村で構成する協議会等及びその他の団体で協議会等を構成し、交付対象事業を行う場合、市町村若しくは複数の市町村で構成する協議会等が負担する額に対して、前第1項及び第2項を適用する。

5 前第1項の規定にかかわらず、本交付金以外の規則に基づく補助金及び交付金の交付対象となる事業については、本交付金は交付しないものとする。

### (交付申請の時期等)

第4条 本交付金の交付申請は、事業開始の20日前までに行わなければならない。ただし、4月1日を交付対象とする事業は4月10日までに行うものとする。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号から様式第3号までによるものとする。

3 本交付金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む交付対象経費の額に交付率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定の時期等)

第5条 本交付金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本交付金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本交付金の額（変

更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。) から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第6条 本交付金の交付を受ける市町村若しくは複数の市町村で構成する協議会等(以下「補助事業者」という。)は、第3条第1項に規定する間接補助金(以下単に「間接補助金」という。)を交付するときは、その交付を受ける者(以下「間接補助事業者」という。)に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定(これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。)に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条(第4項を除く。)、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者等
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	市町村長
	様式第2号による	市町村長が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	市町村長が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 市町村若しくは複数の市町村で構成する協議会等が行う補助事業に係る別表第4欄に定める変更

(2) 間接補助金の減額

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第8条 間接補助市町村は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 間接補助市町村は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。

(1) 間接補助事業に係る別表の第4欄に定める変更

(2) 間接補助事業の中止及び廃止

(指示等の報告)

第9条 間接補助市町村は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、交付対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、交付対象事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号から様式第3号までによるものとする。

- 3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、交付対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第5号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（間接交付金の支払い）

第11条 間接補助市町村は、間接補助事業に係る本交付金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

（財産の処分制限）

第12条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
  - （1）取得価格又は効用の増加価格が500千円以上の機械及び器具
  - （2）その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの。
- 3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

（間接的な財産処分の承認）

第13条 間接補助市町村は、第6条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 間接補助市町村は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書きの期間を定めるに当たっては、前条第1項に定める期間より短い期間を定めてはならない。
- 4 間接補助市町村は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、前条第2項各号に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

（収益納付）

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から5日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

（雑則）

第15条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本交付金の交付について必要な事項は、鳥取県移住定住推進交付金実施要領によるものとし、これに定めのないものについては、別に定める。

附 則

（施行期日）

- この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成21年5月1日から施行する。
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成25年10月8日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(鳥取県お試し住宅整備事業費補助金交付要綱、とっとり暮らし移住マッチングモデル推進事業費補助金交付要綱及び“週末はとっとり暮らし”お試し起業・創業体験モデル事業費補助金交付要綱の廃止)

2 鳥取県お試し住宅整備事業費補助金交付要綱、とっとり暮らし移住マッチングモデル推進事業費補助金交付要綱及び“週末はとっとり暮らし”お試し起業・創業体験モデル事業費補助金交付要綱(以下「旧要綱」という。)は廃止する。なお、平成25年度までに交付決定した事業の取り扱いについては、旧要綱によるものとする。

(施行期日)

この要綱は、平成26年10月14日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成27年6月26日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成29年12月5日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和元年7月5日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表1 (第3条、第7条関係)

1 交付対象事業の内容及び対象経費		2 事業実施主体	3 交付率	4 重要な変更
①専任相談員の設置	市町村が移住定住促進の専任相談員を設置する場合における設置・活動に要する経費	市町村	市町村負担額の1/2 (上限額 1市町村につき1,000千円)	(1) 交付対象事業ごとの本交付金の増額又は2割以上の減額を伴う変更 (2) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更
②空き家活用によるお試し住宅等の整備	市町村等が次の用途として空き家を整備する場合における整備に要する経費 ・移住(交流)者滞在施設 ・お試し住宅 ・移住者向け居住施設 ※土地(農地を含む。)の購入、当該購入に伴う手続きに要する経費は除く。	市町村等	市町村負担額の1/2 (上限額 1戸につき2,000千円)	
③移住定住者等への住宅支援	市町村が県外からの移住者及び二地域居住者等(以下「移住者等」という。)に対する住宅の購入、建築、修繕、家財道具処分若しくは賃借の助成を行う場合における助成に要する経費 ※空き家所有者又は民間団体(以下「空き家所有者等」という。)が県外からの移住者及び二地域居住者に住宅を提供するために修繕又は家財道具処分を行う場合における空き家所有者等への助成を含む。 ※土地(農地を含む。)の購入、当該購入に伴う手続きに要する経費は除く。	移住者等、空き家所有者等	市町村負担額の1/2 (上限額 1戸につき1,000千円)	
④空き家改修費等の概算見積支援	地域の建築事業者等を活用した、空き家バンク登録物件(予定物件を含む。)に係る居住に最低限必要な改修費等の概算見積に要する経費	市町村等	市町村負担額の1/2 (上限額 1戸につき10千円)	
⑤空き家活用のための家財道具処分支援	移住者向けに提供を予定している空き家(空き家バンク登録物件に限る。)について、次の取組を行う場合における処分又は助成に要する経費 ・市町村等が空き家の家財道具を処分する場合 ・市町村が空き家所有者又は移住者等に対して家財道具処分等に要する経費を助成する場合	市町村等、移住者等、空き家所有者	市町村負担額の1/2 (上限額 1戸につき400千円)	
⑥移住者受入地域組織・団体の立ち上げ支援	地域が必要とする人材を移住者として呼び込み活性化しようとする地域組織・団体が行う次のような取組への助成に要する経費 ・移住者を呼び込む取組を始める地域組織・団体における、安定的な活動資金を獲得するための取組(空き家の掘り起こし又は提供、農家レストラン、マルシェ、シェアハウス、農家民泊等) ・移住者を呼び込み活性化しようとする地域組織・団体が、必要とする仕事を持った人材、仕事を興せる人材を呼び込み地域を活性化するための取組	民間団体	市町村負担額の1/2 (上限額 1組織・団体につき4,000千円(人件費については1人につき1,000千円))	
⑦民間団体との協働による移住定住の一元的な推進	市町村が民間団体と協働して、空き家等の地域資源の発掘、情報発信、移住希望者からの相談対応、移住者の受入、フォローアップ等の取組を一元的に行う場合における取組に要する経費	市町村等	市町村負担額の1/2 (上限額 1件につき1,000千円)	
⑧複数の市町村が連携して行う移住定住のための情報発信等の取組への支援	複数の市町村が協議会等を構成して行う広域的な取組であって、移住定住のための県外への情報発信や現地体験ツアー等に要する経費	複数の市町村で構成する協議会等	協議会等負担額の1/2 (上限額 1件につき5,000千円)	
⑨複数の市町村と民間団体との協働による取組への支援	民間団体と複数の市町村とが意見交換を行い、移住者の定着に向けたフォローアップのための継続的な交流会を実施すること等に要する経費	複数の市町村で構成する協議会等	協議会等負担額の2分の1 (上限額 1件当たり200千円)	

※職員(非常勤職員、臨時的任用職員を含む。①の専任相談員を除く。)に係る人件費、旅費等は交付対象としない。





年度鳥取県移住定住推進交付金事業収支予算（決算）書

1 収入の部

（単位：千円）

区 分	本年度予算額 （本年度決算額）	前年度予算額 （前年度決算額）	比較増減	備考
合 計				

2 支出の部

区 分	本年度予算額 （本年度決算額）	前年度予算額 （前年度決算額）	比較増減	備考
合 計				

※収入の内容を具体的（入場料収入、販売収入等）に記載すること。



様

職 氏 名 印

年度鳥取県移住定住推進交付金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった・・年度鳥取県移住定住推進交付金（以下「本交付金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本交付金の交付対象事業は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本交付金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、交付対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本交付金の対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・・・・・・とする。ただし、交付対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本交付金の額の確定は、交付対象経費の実績額等について、鳥取県移住定住推進交付金交付要綱（平成20年4月 日付第 号企画部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様

事業実施主体 印

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付第 号により交付決定の通知のあった鳥取県移住定住推進交付金について、鳥取県移住定住推進交付金交付要綱第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 規則第18条の補助金の額の確定額（ 年 月 日付第 号による額の確定通知額）  
金 円
- 2 交付金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額  
金 円
- 4 交付金返還相当額（3－2）  
金 円

（注）事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。